

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第168回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和8年4月24日（金）14時05分～14時43分

Web審議による開催

第2 出席者

(1) 委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、相田 仁、浅川 秀之、  
武田 史子、田平 恵、西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上9名）

(2) 総務省

吉田 恭子（電気通信事業部長）、井上 淳（事業政策課長）、  
杵浦 維勝（電気通信技術システム課長）、  
沼田 文彦（電気通信技術システム課端末認証分析官）、  
平松 寛代（基盤整備促進課長）、隅田 昂平（基盤整備促進課課長補佐）

(3) 事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第3 議題

諮問事項

ア 端末設備等規則の一部改正について【諮問第3215号】

イ 電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種適格電気通信事業者の指定  
について【諮問第3216号】

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3217号】

## 開 会

○藤井部会長　それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第168回を開催させていただきたいと思います。

本日はWeb審議を開催しており、現時点で委員9名中8名が出席と聞いております。定足数は満たしております。Web審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、御名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いできればと思います。

御手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問事項3件となります。

## 議 題

### 諮問事項

ア 端末設備等規則の一部改正について【諮問第3215号】

○藤井部会長　それでは初めに、諮問第3215号「端末設備等規則の一部改正について」、総務省から説明をお願いいたします。

○沼田電気通信技術システム課端末認証分析官　それでは、資料の168-1に基づきまして説明をさせていただきます。

概要資料といたしまして、スライド2以降を使って説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

スライド3で今般の改正の背景を説明させていただきます。従来から、総務省では端末設備等規則を制定いたしまして、端末機器に関する技術基準を規定しております。IoT機器のセキュリティ対策につきましては、省令を改正いたしまして、令和2年4月から実施をしているところでございます。

その後、様々な状況の変化がございます。1つは、適合認定を受けてセキュリティのチェックをした機器であっても、脆弱性のあるIoT機器として検知される事案が引き続き発生をしているという状況がございます。省令改正自体の効果はある一方で、一定規模のリスクがまだ残存しているという状況でございます。

また、2つ目でございますけれども、経済産業省等がIoT機器のセキュリティの適合性の評価制度、いわゆるJC-S T A Rというものを令和7年3月から始めているというような状況の変化がございます。

また、海外等におきましても、IoT機器のセキュリティに対する制度改正等の取組が行われているところでございます。

ピンクのところでございますように、省令を施行して5年が経過したということも踏まえまして、内容の妥当性を検証して、より実効性のある内容を規定すべきかどうかということを検討してまいりました。検討内容でございますが、後ほどの説明内容とかぶりますので、ここでは省略させていただきます。

スライドのページ4は、省令改正に先立ちまして、情報通信審議会のほうでどのような内容が適切かということを御検討いただいた内容でございます。

情報通信審議会では、3点の検討を行いました。1点目がアクセス制御の際に使用するID、パスワードの設定機能、2点目がファームウェアの更新機能、3点目が不要なインタフェースへのアクセスに関する機能に対して、それぞれ追加及び見直しをすることが適当だという結果でございます。

検討に当たっては、先ほども御紹介しました経産省等で検討されていますJC-S T A Rにおける検討も踏まえ、個々の適合基準がそれと大きく乖離しない方向で見直しをすることが適当というような答申をいただきました。

併せて、具体的な審査方法については、試験等を義務づけるということは各申請者に対して過度な負担になるということ回避するために、書面による確認が適当ということについて、答申をいただいております。

下の表には、具体的な見直し、方向性ということが赤囲みで書いてあります。ID、パスワードの設定につきましては、第三者から容易に推測されないものを設定・変更するように規定したらどうかということの方向性が出されました。また、従来省令では、「変更を促す」と書かれておりましたところを、「変更させる」ということで、少し強めに書いたらどうかということの方向性でございます。

次に、ファームウェアの更新機能でございますが、従来、ファームウェアの更新が可能であることを求めていたわけでございますが、もう少し踏み込んで、以下のような項目を2つ追加したらどうかということで、1つ目は最新のファームウェアがインストールされていることを確認する手段を有するという、2つ目は、ネットワーク経由で

アップデートする際、ファームウェアの完全性を確認できる仕組みを有することということを追加してはどうかということでございます。

最後に不要なインタフェースのアクセスに関する機能でございますが、これにつきましては、製造者が提供する意図を持つ通信機能以外、すなわち、端末機器に実装されていても製造者が提供を意図していないものについては無効化しておくことを技術基準に規定したらどうかということでございます。以上の3点の観点、追加してはどうかということを答申としていただいております。

5ページ目ですが、ただ今御説明した内容の詳細に当たりますので、御参考としていただければと思います。

6ページは、一部答申の概要に続きということでございます。2点残った課題といたしまして、1つ目は対象機器の範囲ということでございます。現状のセキュリティ基準では、電気通信回線設備に直接接続されている端末を対象としているところでございますが、これを少し広げたらどうかというような御意見がございました。最終的には、間接的に接続する機器につきましては、先ほども出てきました任意規格としてJCS-TAR等の活動もありますので、そういうところを活用して、省令で規定するものにつきましては、直接接続する機器について、今回の省令改正を通して強化していくのが適当ではないかということが御意見としてございましたので、検討結果といたしましては、これまでと同様、直接接続のものを対象とすることが適当ということでございます。なお、間接的に接続される機器につきましては、今後の状況等を踏まえて、改めて検討していくということが適当ではないかという御答申をいただきました。

次の大きなトピックスは、経過措置でございます。従来から、このような制度改正をやったときに、従来に認められていたものをどうするかということで、経過措置という規定がございます。具体的な制度改正等によって技術基準に追加された機能を実装して再確認をすることを、再度認定を受けることを求めない措置ということを従来、規定してきております。今回もそれで適当かどうかというようなことを御議論いただいております。主な意見のところを書いてございますが、一番の問題は、多数のユーザーが現状使っているということも考えると、従来の経過措置と同様、今回の規定追加については、それより前に認定を取得したものについては今までどおり使えるということにいたしまして、新しく基準を追加したものについては、それ以降の端末機器について適用していくということが適当ではないかということです。とは言え、危険性がある古い端末が残

っているということもございますので、基本的には、検討結果のところにあります、周知活動等を通じて、業界団体等と連携して置き換え等の推進を行うことが適当ということ、さらに、実際にセキュリティリスクが高い機器が出てきたような場合には、個別に対応していくことが適当ではないかというような御答申をいただきました。

スライド7ページ目ですが、以上のような情報通信審議会の答申等も踏まえまして、今般、省令の改正案として御提示させていただいているのが、こちらのものになります。

具体的には、IoT機器のセキュリティ基準につきましては、端末設備等規則の第34条の10に規定されておりますが、こちらについて、先ほど前のスライドで説明させていただきました(1)について、1号に容易に推定されないものということと、あと、変更させる機能という少し強めの規定に変更をしております。

第2号、(2)でございますが、従来ですとソフトウェアの更新ができることということをお願いしておりましたが、具体的な項目、先ほど示しました追加の項目も含めて、告示で具体的な項目を規定するというようにしております。

3番目、(3)は新設の項目でございますが、インタフェースについては、別途告示する措置が取られていること、またはそれに準じられている措置が講じられていることということで、製造者が認知していないインタフェースが開放されていないということを確認できるような措置が追加されるということでございます。

あと、今回の諮問の対象外でございますが、告示として、(2)及び(3)の技術的な詳細について新たに制定させていただくものでございます。

先ほども説明いたしました経過措置についても、施行日前に認定を受けたものについては従前どおり使えるというようなことを、経過措置として規定してございます。

最後に今後のスケジュールでございますが、本日、省令案について諮問させていただきました。その後、明日土曜日から5月29日まで1か月以上、省令のパブコメを行うということです。それらの意見も踏まえまして、7月以降を予定しておりますが、改めてこの場で御審議をいただいて、できましたら、答申をいただければという流れで考えております。答申をいただいた暁には、速やかに省令について公布するというような段取りで考えております。

説明資料、その後、9ページ以降に省令の改正案、12ページに新規の告示の追加を御参考としてつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

以上、私から説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

す。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

今のところチャットに記入はないようですが、皆様よろしいですかね。

もし、ないようでしたら、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間は、4月25日土曜日から5月29日金曜日までといたしますが、皆様こちらでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、その旨決定することといたします。ありがとうございました。

イ 電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種適格電気通信事業者の指定について【諮問第3216号】

○藤井部会長 そうしましたら、次に進ませていただきます。諮問第3216号「電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種適格電気通信事業者の指定について」、こちら、総務省より御説明をお願いいたします。

○隅田基盤整備促進課課長補佐 基盤整備促進課の隅田と申します。本日お忙しいところお時間頂戴しまして、ありがとうございます。

本日、電話のユニバーサルサービスの関係で、2件諮問させていただいておりますが、そのうちのまず1件目になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですが、この投影している資料168-2に基づいて説明させていただきます。まずは第一種適格電気通信事業者の指定というものでございます。

2ページ目から申請概要を付けておりますので、こちら御覧いただければと思います。まず、御案内の部分も多いかと思いますが、この電話のユニバーサルサービスの交付金制度の建付けから説明させていただきますと、本制度に基づいてこの交付金の交付を受けるためには、この第一種適格電気通信事業者として総務大臣から指定を受けておく必要があるというところでございます。この指定につきましては、ユニバーサルサ

ービスにもいろいろ種別がある中で、その種別ごとに行うということが求められておりますところ、今回は、この後、御説明差し上げますが、災害時用公衆電話といった新たな類型について補填を行うことが適当ではないかということで考えておりますので、それに併せて、実際にこの災害時用公衆電話というサービスを御提供いただいているNTT東日本様とNTT西日本様、この2社から、この災害時用公衆電話について、第一種適格電気通信事業者としての指定の申請を受けました。以上、御説明申し上げた内容が申請概要、このページで言うところの1から3としてまとめてございます。

具体的に指定を行うかどうかの基準としましては、3ページ目の指定の基準というところを御覧いただければと思います。これらの基準は、電気通信事業法第108条第1項の第1号から第3号に規定されているもので、3点ございます。まず1つ目は、(1)にございますけれども、この申請に関する種別のユニバーサルサービスについて収支を公表しているということになります。こちらは、今後交付金の交付を受けるという立場になり得るということで、交付金額を決定するためには、実際に提供しているユニバーサルサービスについて原価を算定していただく等の必要がございますので、そうした会計上の整理を行う能力を有しているということをきちんと担保するという趣旨でございます。この点につきましては、表の①、②にございますけれども、既にNTT東西様各社において、公表いただいているところです。

続きまして、要件の2つ目について、これは(2)にございますけれども、災害時用公衆電話を提供している電気通信設備が指定電気通信設備でないときには、接続約款を定め、公表しているということを求めているものでございます。これは、制度の趣旨としましては、交付金の原資となる負担金を納付いただくのは、法令上、電話のユニバーサルサービスを提供する電気通信設備に接続している事業者等の皆様になりますので、きちんとその電気通信設備を開放しているということを外形的に担保するためのものでございます。

最後に3点目、こちらは(3)にございますけれども、この災害時用公衆電話に関する業務区域の範囲というものが、総務省令で定める基準をきちんと満たしているのかどうかというところございまして、こちらはサービスの面的な提供がきちんと確保されているのかというところを担保するための要件となっております。

以上が指定のための審査基準にはなりますけれども、この3つの要件につきまして、総務省としての審査結果を次の5ページ目に付けてございます。

まず、この1点目ですけれども、こちらについては、先ほど御説明申し上げましたとおり、NTT東西様の方で収支を公表していただいているというところで、満たしていると考えてございます。

2点目ですけれども、こちらについては、災害時用公衆電話のサービスを提供している電気通信設備は、もう既に第一種指定電気通信設備として指定されてございますので、よって、本件においてはこの審査基準についての該当性を考える必要はないと考えてございます。なお、指定電気通信設備がここで除かれているのは、指定電気通信設備として指定された場合には、そもそも接続約款の策定、公表というものが求められていることによるものであり、そういった意味ではきちんと電気通信設備の開放は担保されているというところでございます。

3点目、最後になりますけれども、こちら、この審査結果の3のところに、電話のユニバーサルサービスについての業務区域の範囲というものを実際に引いてございますが、災害時用公衆電話は、地方公共団体の皆様からの要請に応じてNTT東西様の方で整備していただいているというもので、ある種、他律的な需要に応じて整備していただいているものでございます。そういった意味で、業務区域というものを一律に定めるということはないので、総務省令においては、この点、定めておりません。したがって、そもそもこの審査基準についても、該当性について見る必要はないということで、結論としましては、以上を踏まえまして、このNTT東西様からの申請に基づいて、総務省としては指定してよろしいのではないかと考えてございます。この点、御確認、御審議いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○藤井部会長　　ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、皆様の御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

今のところ、記入はなさそうですが、こちらよろしいですかね。

災害時用公衆電話の部分の指定ということですので、今までユニバーサルサービスの関係で支出しなかったところに対する申請だと思っておりますので、よろしいのではないかと思います。そうしましたら、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間は4月25日土曜日から5月29日金曜日までといたしますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、その旨決定することといたします。ありがとうございました。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3217号】

○藤井部会長 そうしましたら、最後の案件になります。諮問第3217号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について」、総務省から御説明をお願いいたします。

○隅田基盤整備促進課課長補佐 度々失礼いたします。基盤整備促進課の隅田でございます。

私の方から資料168-3、今、投影させていただいている資料に従いまして、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案につきまして、御説明を差し上げたいと思います。

こちら概要資料を使って、御説明させていただければと思います。2ページ目以降が概要資料になります。

こちら、まず今回諮問させていただいている背景とその概要について、上にまとめてございます。先月、令和8年3月16日に、電気通信事業政策部会から答申をいただきました。これが第一号基礎的電気通信役務、電話のユニバーサルサービスに関する交付金についての提言でございまして、大きく内容としては、その下に書いてございますが、2点ございました。

1つ目が、(1)でございますけれども、令和7年度以降の交付金の算定方法、認可申請をいただくのは令和8年度、今年度からになります。今年度以降、認可申請をいただく交付金については、当分の間は現行制度を踏襲することが適当ではないかというような内容になってございます。こちら、PSTNからIP網への移行、いわゆるPSTNマイグレーションというものを背景として、決めていく必要があったものでございまして、さらに詳細の内容につきましてはその下のところに書いてございます。まず1つ目は、マイグレーションが完了したことを踏まえまして、第9次IP-LRICモデルのみに基づいて算定を行えば良いのではないかということ、2つ目は、そのLRIC

モデルを適用する際には、実際の回線種別、メタル回線という種別を用いて算定すれば良いのではないかということ、最後、3つ目は、F R Tと呼ばれる小さな収容局の台数については、このモデルを使って算定すると異常値が出てきてしまうという事象が生じておりました、それについてはモデル外補正をこれまで行ってきたところですが、引き続き、そのモデル外補正によって対応すれば良いのではないかというようなことをいただいております。

大きく2点目が、その下の(2)でございまして、今回の省令案の大部分はこの(2)に関連するような内容になってございます。こちらは、先ほど指定という文脈で申し上げましたけれども、この災害時用公衆電話という新しい類型について、令和8年度認可申請分から、実際に要した費用をベースに補填を開始して良いのではないかというような内容をいただいております。この具体的な内容につきましては、次のページで後ほど御説明させていただければと思います。

以上を踏まえまして、2ポツ目でございますけれども、これらを実現するための制度整備を行いたいと考えてございまして、第一種交付金・負担金についての細かい算定ルールなどを定めております、この第一号基礎的電気通信役務に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則という省令のほか、電気通信事業法施行規則などをまとめて改正させていただければと考えてございます。

今後のスケジュールにつきましては、その下に書いてございますが、本日4月24日に本改正省令案についても諮問させていただきまして、先ほどの指定と同じにはなりませんけれども、こちら意見募集の付に付させていただきます、ゴールデンウィークを挟みますので、35日間の期間を確保したいと考えてございます。そこで寄せられた意見なども踏まえまして、6月の電気通信事業部会の方で、提出意見や、それに対する考え方ですとか、最終的には今回のこの改正案の修正の可否などについて、また御確認、御審議いただければと考えてございます。最終的には、御了承いただけましたならば、7月末までにこの交付金・負担金算定規則等を改正したいと考えてございます。

以上が、ざっくり全体像になりますけれども、続きまして、2ページ目がこの災害時用公衆電話についての補填のイメージをお示ししたのになってございます。下のグラフにつきまして、さらにその下に凡例を付けさせていただいておりますが、この棒グラフのうち、緑の部分が第一種公衆電話の維持費に関する補填額、青の部分が第一種公衆電話の撤去費に関する補填額というものをそれぞれ示してございます。第一種公衆電話に

つきましては、設置基準を緩和しまして、令和4年度以降、NTT東西様の方で順次台数削減してきているというような状況になってございます。この削減を行っている間は、維持費のみならず、その撤去費についても、ユニバーサルサービス交付金により補填することとしてございます。したがって、令和4年度の実績が関係してくる令和5年度以降、このグラフで言うと令和5年度以降には、その青い部分、撤去費に対応する補填額というものが計上されているというような状況になってございます。

この第一種公衆電話の台数を、今後も継続的に削減していくということに伴いまして、第一種公衆電話の維持費と撤去費、それぞれに関する補填額を合わせたその合計額というものが逡減していくということが見込まれてございます。その額が、第一種公衆電話の撤去を開始する前、このグラフでいうと一番左の令和4年度の認可分、37.2億円という具体的な数字ですけれども、こちらを下回る場合には、その差額を上限として、災害時用公衆電話について補填を行うということとしてございます。これは、交付金の原資である負担金が、現在は実質的に携帯電話などのエンドユーザーの皆様に転嫁されているというような実態にも鑑みまして、この第一種公衆電話と災害時用公衆電話、この2つを合わせた公衆電話全体として、その負担を増やさないようにするというような趣旨から、このような制度として考えてございます。以上が、この災害時用公衆電話についての補填の考え方とイメージというところでございました。

以上を踏まえまして、次の5ページ目を御覧いただければと思います。今回、この諮問させていただいている省令案、こちら、資料で言いますと、この概要資料の後ろの7ページ目以降に付けさせていただいておりますので、適宜御参照いただければと思いますが、それらの主な改正事項を表にまとめたものでございます。この表の中の一番上の部分が、この交付金額を算定するために足し合わせる要素として、先ほど御説明申し上げた災害時用公衆電話に関する費用というものをここで加えるというような内容でございまして、ここが中心的な内容でございますが、そのほかにも、今回、新しく補填を開始するというに伴いまして、第一種適格電気通信事業者の方にはその原価などについて整理いただく必要もございますので、必要なルールですとか別表というものを定めているというようなところでございます。これらの事項が本審議会に諮問させていただく必要があるという事項でございますので、今回諮問させていただいているというような状況でございます。

最後に一番下、この表の下の※書きにもございますけれども、今回、整備する必要が

ある交付金の交付方法については、先に申し上げたとおり、災害時用公衆電話以外の部分もございます。したがって、一部は、災害時用公衆電話についてのものも含みはしますが、既存の別表について、欄を追加したり、あとは、規定場所を移動させたりするというような全体として規定を整理するための改正も行っているというところでございます。

以上、この2件目の諮問事項でございますけれども、こちらについても、御確認、御審議いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明について、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

林先生、お願いできますでしょうか。

○林委員 林です。冒頭、別の会議が遅くなった関係で入室が遅れました。大変失礼いたしました。

それで、この諮問についてですけれども、諮問内容について特に異論があるというわけではないですけれども、一部確認したいところがありまして、1ページ目の諮問概要の(1)のところ、この令和8年3月の二次答申の提言のところですが、(1)のところが気になっていまして、特にLRICモデルというところに言及があります。LRICというのは、御案内のとおり、接続料算定のために将来の効率的な事業者の増分費用を想定するフォワードルッキングなモデルですので、ここで問題になっているような不採算地域の現に生じている費用を補填するような、こういうユニバーサルサービスの交付金の算定とは、本来、その前提が異なるわけでありまして、にもかかわらず、ここでは、第9次IP-LRICモデルを踏襲しつつ、実際の回線種別に基づき算定するとありますので、言わばフォワードルッキング的なモデルにバックワードルッキング的な補正を重ねているような状態ではなかろうかと思ひまして、そこが疑問でございます。すなわち、モデルの理論的基礎と実際の算定手法との間に齟齬が生じている可能性があるのではないかとございまして、当分の間の措置としては許容できるわけですが、こういった混成的な構造を、いつまでどのような基準で見直すのかということ、これは別の場、すなわち接続料の算定方法に関する検討の場で議論されていると承知しておりますけれども、その議論状況を踏まえて、この辺りも、接続料の算定方法の見直しの動向と整合を取りつつ、今後議論していく必要があるのではないかと考えた次第でござ

ざいます。

以上です。

○藤井部会長　ありがとうございます。

こちら、総務省さん、いかがでしょうか。

○隅田基盤整備促進課課長補佐　林先生、お世話になっております。御意見、御指摘、ありがとうございました。

おっしゃるとおりでございまして、今、まさに御言及いただきましたけれども、接続料の関係でその算定方法をどうするかというところは、まさに別の場で議論されているところでございます。あとは、この電話のサービス自体、今、メタル回線をどんどん巻き取って行って、代替サービスに移行させていくというような中長期的な計画もございます。こうしたことを踏まえまして、すみません、恐縮ながら、今このタイミングではないんですけれども、交付金の算定方法についてもいずれ見直していく必要があるという事は我々としても認識してございますので、また、いろいろ御意見賜ればと思っております。よろしく願いいたします。

○林委員　よく分かりました。全て承知しました。ありがとうございます。

○藤井部会長　ありがとうございます。

ほか、皆様方から何かございますでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間は4月25日土曜日から5月29日金曜日までといたします。その後、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤井部会長　ありがとうございます。

そうしましたら、その旨決定することといたします。

○藤井部会長　以上で本日の審議は終了となります。

委員の皆様から、この際、御発言したい内容などありましたらお受けしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

特によろしいですかね。

事務局から何かございますでしょうか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 事務局の石井でございます。

冒頭8名の御出席とお伝えいたしましたが、委員9名全員御出席いただきましたので、御報告いたします。

また、次回の電気通信事業部会は5月26日火曜日10時からオンラインで開催いたしますので、皆様方よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

○藤井部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議は終了いたします。本日、御参加いただきまして、ありがとうございました。

閉 会